

平成 30 年 4 月 3 日
東北電力株式会社

女川原子力発電所 2 号炉 指摘事項に対する回答一覧表
(内部溢水)

No	項目	審査 会合日	回答
1	基準津波による海水系ポンプエリアからの海水の流入を考慮しても、ドライサイトが維持され、建屋内への浸水が生じないとしていることについて、具体的な評価を津波防護の項目で示すこと。(→第 5 条の議論)	H26. 10. 30	5 条 (耐津波設計) にて説明
2	考慮すべき自然現象が漏れなく検討されていることを、地震・津波評価との関係も含めて説明すること。※第 6 条で説明。	H26. 12. 16	6 条 (外部事象の考慮) にて説明
3	重大事故等対処設備の溢水影響について説明すること。	H26. 12. 16	43 条 (重大事故等対処設備) にて説明
4	複数の安全機能が、溢水による共通要因故障により損なわれないことを、網羅的に確認していることを説明すること。	H27. 5. 14	<p>内部溢水により想定される過渡及び事故事象発生時において、必要な安全機能 (注水機能) が、共通要因により複数区分が同時に機能喪失せず、高温停止が達成できることを溢水影響評価及び安全解析により確認している。</p> <p>加えて、内部火災におけるこれまでの議論を踏まえ、残留熱除去系に係る制御系から構成機器に対する溢水影響を網羅的に確認し、低温停止の可否を確認する観点から、中央制御室、電気品室、ケーブル処理室に対する溢水影響を評価し、過渡及び事故事象の発生と同時に除熱機能が喪失しないことを確認した。</p> <p>また、主要建屋においては、過渡及び事故事象の起因となる機器の配置場所が浸水する場合、残留熱除去系の関連機器が配置するエリアに対し影響がおよび機能喪失が生じるかについての確認を行った。</p> <p>こうした一連の確認により、安全機能 (注水機能及び除熱機能) に対して単一故障を仮定した場合においても、低温停止が可能な状況にあることを確認した。</p> <p>(資料 1 - 1 - 3 補足説明資料 25 にて本日回答)</p>